

2016年11月15日

大阪市長 吉村 洋文 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山 崎 弦 一
連 合 大 阪 大 阪 市 地 域 協 議 会
議 長 杉 本 伸 二

2017(平成29)年度「大阪市への政策・制度予算」要請について

貴職の日頃より大阪市民生活の向上にむけた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たちを取り巻く経済情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられ、緩やかな回復基調が弱まっています。とりわけ、輸入原材料の高騰や光熱費の値上げによる物価上昇に賃金が追い付かず、実質賃金は5年連続のマイナスとなり、働く者の生活は厳しくなっています。また、GDPの6割を占める個人消費も2年連続のマイナスで日本経済は停滞していると認識しています。

大阪の経済・雇用情勢(2016年4-6月)は、インバウンド需要等に支えられ、就業者も424.6万人と前年同期に比べ8.0万人増加し、完全失業率4.5%(前年同期:4.2%)、7月の有効求人倍率1.40倍と労働市場は着実に回復しています。しかしながら、非正規労働者比率は39.9%と全国平均よりも高く、雇用形態の二極化の改善が急務であります。

大阪府は、少子化や高齢者単身世帯の増加から68年ぶりの人口減少が確認され、生産年齢人口も減少の一途を辿り、このままでは府民生活や地域経済など様々な影響を及ぼすことが懸念されます。関西・大阪経済が持続的な成長を遂げていくためには、これらを達成するには、働き方改革で若者・女性など多様な人材のキャリア形成をサポートし、官民連携のイノベーションで次世代産業の育成と既存事業の付加価値生産性を高めていくことが重要だと考えます。

私たち連合は、暮らしの底割れや格差拡大を是正するために、「クラシノソコアゲ応援団!2016RENGOキャンペーン」を展開し、働く者が主役となる政策実現に取り組んでいます。連合大阪も大阪府域で働く者を代表する組織として、「働くことを軸とする安心社会の実現」に向けて、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、「2017(平成29)年度政策・制度予算に対する要請」をまとめました。

要請の基本は「産業政策と一体となった雇用・労働政策の充実」、「セーフティネットが構築された社会保障の強化」、そして、「安心・安全な街づくりと災害対策の強化」を大きな柱として、以下66項目の政策・制度予算要望を申し上げ、今後の大阪市政の諸施策に是非とも反映して頂きたいと要請申し上げます。

以 上

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について (★)

<継続>

①大阪雇用対策会議の開催について

大阪版地域雇用戦略会議に位置づけた「大阪雇用対策会議」で関係団体が有機的連携をはかり、働き方改革や雇用形態の多様化に伴う処遇格差の改善など、幅広く実効性ある雇用対策に取り組むこと。また、親会議を開催し、トップ層の発信力や影響力（働きかけ）を最大限引き出すこと。

<新規>

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

<継続>

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

<継続>

(4) 地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

<継続>

(5) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメント

の強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

<新規>

(6) ホームレス就業支援事業について

ホームレス自立支援特別措置法の延長期限を2017年8月に迎える。これまで取り組んできた職業能力に応じた求人開拓や就業の機会確保などは、事業ニーズも高く、引き続き国の責任において本事業が継続されるよう、大阪府と連携し、国へ働きかけること。

また、生活困窮者自立支援法においても、ホームレス自立支援特別措置法の趣旨が明確に位置づけられるよう併せて要望すること。

<継続>

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

<継続>

(8) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

<継続>

(9) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 特区制度を活用した外国人家事支援人材の受け入れについて

2016年から当面、大阪市において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業が開始された。よって、大阪府

第三者管理協議会で特定機関の基準確認および外国人家事支援人材の保護に関する取り組みをチェックされるが、後退することがないよう管理体制を構築すること。

<継続>

(2) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

<新規>

(3) 関西イノベーション国際戦略総合特区による医療・介護ロボット事業の強化 (★)

新たな産業育成で医療・介護サービスの提供とともに、市場拡大が見込まれるロボット関連産業を活性化させ、この分野における慢性的な人材不足の解消と医療・介護現場の環境改善に向けて重点投資すること。

(4) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

<新規>

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中

小企業への支援施策の充実をはかること。

<継続>

(5) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

<継続>

(6) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

今年 3 月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

<継続>

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第 2 次大阪府健康増進計画（H25～29）に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

<継続>

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介

護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成 27 年の認知症行方不明者が前年を上回り、3 年連続で 1 万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守る SOS ネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録した QR コードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、**身元不明人台帳閲覧制度**が有効活用されるよう見直しを図ること。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

①障がい者への虐待防止・予防

平成 24 年 10 月 1 日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

<継続>

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

<継続>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

<継続>

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つ

の改善策となっている。平成 28 年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。

(8) 子どもの貧困対策について

<新規>

① 子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPO やボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

府では、平成 23 年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2 年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないように大阪府に働きかけること。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

今や大学生の 2 人に 1 人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 女性に対する暴力の根絶

平成 26 年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

<継続>

(5)大阪人権博物館（リバティおおさか）への運営援助について

昨年7月、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴された。全国唯一の「人権に関する総合博物館」としての存在意義と社会的役割は非常に大きい。これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるような減免措置を検討すること。

<継続>

(6)地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されないことがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

<新規>

(7)「副首都推進局」の設置について

副首都化を目指し大阪府とともに副首都推進局が設置され、副首都推進本部では、大阪における新たな大都市制度について議論される。今後の議論については、地方自治法の改正内容を十分熟慮され、住民サービスに影響がないよう丁寧かつ真摯に公平公正な協議に努めること。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

(2)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

<継続>

①廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

<新規>

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、**フードバンク**などが実施する賞味期限間近の食品の有効活用との取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。

また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

<継続>

(3)6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「**大阪産（もん）6次産業化サポートセンター**」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。

また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

<新規>

(4)消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1)空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での**特定空き家**等に対する取り組みをさらに強化すること。

また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

(2)交通施策の強化・充実にむけて

交通の**シビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）**の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

<継続>

① 交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

<継続>

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

<新規>

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

<継続>

(3)交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。

また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

(4)災害対策の強化（★）

<継続>

①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。

また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。

加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

<継続>

② 防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。

さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

<継続>

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

7. 大阪市地域協議会独自要望内容

<継続>

(1) 中学校給食の改善について

成長期の子どもたちにとっての給食を保障することは大切なことである。しかし、性急な対応をすることで、不安要素が検証されることなく実施がすすめば、安全な給食の提供が危ぶまれる。また、安全・安心な中学校給食の提供、給食を中心とする小学校から中学校の9年間を通した食教育をすすめていくためにも、現在実施している親子方式を十分検証して、より安全・安心な給食が提供できるようすること。

現在、大阪市には全校に栄養教諭が配置されていないため、区を単位として栄養教諭が食育の授業に出向いています。食教育は学校全体での取り組みであり、その中核を担う立場として栄養教諭が存在する。また、栄養教諭は食育の重要な教材にするため、食育指導のねらいに沿った献立を作成し、実際の給食を提供し、さらには嗜好調査や残食調査なども含め、学校給食が効果的に実施されるため給食管理にも重要な役割を担っている。また、食物アレルギーをもつ児童・生徒が増加しており、学校給食において、担任や家庭と連携し、子どもたちの健康と安全を第1に対応をしていくことが不可欠となっている。

このように、各校に在籍する様々な子どもたちに安全・安心な給食を提供し、大阪市の食教育をさらにすすめるためにも、教育に関する資質と栄養に関する資質を併せ持つ栄養教諭を全校に配置すること。

<継続>

(2) 商店街での自転車通行規制について

2014年1月から天神橋筋商店街のJR天満駅南側でも自転車通行が規制されたことにより、アーケード設置区間を中心にほぼ全域で自転車通行が禁止になったが、現実には、特に朝の通勤・通学の時間帯は、ルールが守られておらず、接触による重大事故がいつ発生してもおかしくない状況にある。区間（場所）によって通行時間帯が異なることも1つの要因と考えられるところである。

区としても現状を把握し、地元商店街に働きかけ通行禁止時間帯を統一すること。また、警察などと連携し市民への啓発活動と取り締まりを徹底する施策を講じること。

<継続>

(3) 区行政の充実について

本市は「市政改革プラン」に基づき、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、区長の決定権の拡大を図られているところであるが、その財源は限られており地域の特色を十分に発揮出来ているとは言い難い。各区において住民自治が機能する仕組みをつくり、住民に近い所でより多くの行政サービスの提供が決定できるよう、各区にさらなる財源と権限・人員を配置すること。また、都市内分権を図るため、コミュニティ振興・社会教育関係事業等、可能なところから区長への事務委任をさらに進めていくこと。

<継続>

(4) 西成特区構想プロジェクトについて

西成特区構想プロジェクトのまちづくり・再開発整備施策の推進に向けては、あいりん地域まちづくり会議が開催され、主にあいりん労働センターの建て替え、市営住宅の建替え、萩之茶屋小学校閉校にともなう跡地活用、大阪社会医療センターの地域医療の充実、駅前エリアの再開発整備等が議論されている。

今後、この地域におけるまちづくり・再開発整備については、国・府と連携しつつ、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域の合意をはかりつつ、地域の活性化につながるよう施策設計や展開を行うこと。

<継続>

(5) 「大阪市ひと・まち・しごと創生総合戦略」について

大阪市版総合戦略では、「魅力と活力あふれる大阪をつくる」、「若者・女性が活躍できる社会をつくる」、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」を基本となる施策の柱立てをしている。また、総合戦略の推進にあたっては、地域団体、市民、NPO、企業など多様な活動主体と連携・分担を行っていく必要があります。今後、これらの活動主体と連携を深め目標値を達成するとともに、24行政区においても、区としての政策提案が出来る仕組みをつくること。

< 継続 >

(6) ウォーキング・ジョギングコース等の整備について

市民の健康年齢の引き上げに寄与し、加えて国際観光都市としての付加価値を高めるため、市民や観光客が大阪市内で安全かつ手軽にウォーキング・ジョギングを楽しめるコースを設定し、情報公開すること。また、既存するジョギングコースの沿道状況を把握し、適切な整備を施すこと。

<< 新規 >>

(7) 住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画について

住吉市民病院（住之江区）の廃止に伴い小児・周産期医療の確保・充実のため、府立急性期・総合医療センター（住吉区）と誘致する民間病院で役割分担をしながらに担っていきけるよう体制づくりを構築していくとしている。住吉市民病院の閉院が2018年3月末に延期されたものの、新たな府立共同住吉母子医療センター（仮称）での医師の確保や地域医療の維持等と課題が山積している。今後、住吉市民病院の廃止までに、地元住民をはじめ、医療機関等の意見の集約をしたうえで、不足する小児・周産期医療に対し、新たな医療機能体制づくりをすること。

<< 新規 >>

(8) 休日急病診療所の増設と診療時間の拡大について

大阪市内での小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）しか対応しておらず、大勢の患者が集中し、救急で行っても待ち時間が非常に長い。各休日急病診療所の増設、または診療時間拡大をすること。

<< 新規 >>

(9) 大阪市営地下鉄「おでかけKID『SサマーPass』について

大阪市営地下鉄「おでかけKID『SサマーPass』」企画を夏休み以外の期間でも実施し、家族で外出する機会を提供し経済活性化につなげること。

<< 新規 >>

(10) 児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」では、一定人数以上の利用希望者があれば、延長して19時までの延長利用を行っているが、多様な就労状況を勘案して一定人数以上の利用希望者がなくても、19時までの延長すること。

<< 新規 >>

(11) 地域コミュニティの創設について

貧困や介護ニーズを抱える高齢者や障がい者も含め、生活に困難を抱える市民を地域社会において包摂し、支援していくコミュニティの再生が課題となっている。そのためには、とりわけ高齢者の孤独死や子供への虐待など、従来コミュニティが担っていた身近な生活

課題の相談に対応し、必要な場合は専門的な機関につないでいくような「小さな拠点」ともいべき施設の整備が有効だと考える。「子ども食堂」などをみても市民の自主的な活動として、取り込まれつつあるが、行政としてのネットワークづくりや公的支援制度が必要であり、NPOとも連携のうえで、身近でかつ施策横断的なコミュニティにおける「小さな拠点」整備を支援する制度の創設すること。

《新規》

(12) 「路上喫煙禁止地区」の拡大について

道路や公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙は、喫煙する人が注意を払っていても、他人の身体や衣服などにたばこの火が当たってしまったたり、煙を吸わせたりすることがある。特に、たばこを持つ手は子どもの顔のあたりに位置するので、子どもに与える被害が問題視されている。大阪市においては、一部「路上喫煙禁止地区」を設定しているが、上記要旨を踏まえ、子どもたちが多く集まる公園など「路上喫煙禁止地区」に指定し拡大すること。

《新規》

(13) すべての子どもたちに教育を保障すること

国会審議となっている「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」（「多様な教育機会確保法案」）ように、国においても、義務教育を十分保障されていない不登校児童・生徒等に、教育の機会が均等に確保できるよう取り組みがすすんでいる。大阪市においても、不登校児童・生徒等、学習したい人たちに、学べる場所を保障すること。

また、障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とされている。このことから、義務教育諸学校や高等学校で勤務する教職員すべてが、「障がい」について理解を深め、「障がい」のある児童・生徒に対してよりよい教育を提供しなければならない。そのために、教職員の資質向上がはかれるよう、大阪市として取り組みをすすめること。

《新規》

(14) 政令市へ権限移譲に関わって

2017年度から政令市に勤務する教職員の給与負担等が都道府県から政令市へ権限移譲されます。このことが起因となる「教育水準」「教育条件」の格差が生じないようにすることが重要です。

教職員の定数については、現行の教職員定数（基礎定数・加配定数）を維持するため、義務教育費国庫負担金や地方交付税制度、税の配分等財源を確実に確保すること。

また、学級編制については、2011年に義務標準法が改正され、小学校1学年が35人以下学級となり基礎定数化がはかられた。現在他の学年は40人のままで、小学校2年に

のみ加配措置を行うことで35人学級が実現している。現行の学級編制基準を堅持するとともに、早期に小・中学校の全学年を35人以下学級にすること。

《新規》

(15) 子ども相談センター(児童相談所)と児童自立支援施設の拡充について

家庭環境等から虐待され保護しなければならない子どもたち、家庭で養育できない子どもたちや家庭的・社会的背景から問題行動を起こし、生活指導が必要な子どもたちが増加している。現在大阪市には、子どもの福祉と教育について必要な指導を行い支援する子ども相談センター(児童相談所)が2カ所、児童自立支援施設が1カ所しかなく定員を超え、入所待機の子どものたちが多数存在している。

このことから、子ども相談センター(児童相談所)と児童自立支援施設を拡充すること。

《新規》

(16) 教育費・医療費の完全無償化

経済的に困窮する家庭が増加する中で、学校徴収金、積立金等の納入が困難な家庭も増加している。就学援助の認定も厳格化されてきており、学校徴収金等の教育費が家計をますます圧迫している。また、医療費については、現行、1医療機関での受診に、1回500円 限度額は月1,000円で、それを超えると無償となっているが、学校での検診後、治療勧告書を保護者に交付するが、経済的な事情で子どもを医療機関で治療させることができない保護者が存在している。経済的に困窮する家庭に生まれた児童生徒は、安心して教育を受けることができず、保護者の所得格差がそのまま子どもの教育格差、医療格差につながっている。このことから、教育に関わるすべての費用と医療費を全額無償にすること。

以 上

大阪府政策予算要請 用語集

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む枠組み。(国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている)

*あるべき大阪労働モデル

大阪で安心して働くことのできる旗印として、就業率・休暇取得率・生産性・男性の育児休業・最低賃金・組合組織率などの数値目標を定めたもの。(例：2007年の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章)の数値目標等を参考に定める)

*OSAKAしごとフィールド(エル・おおさか内)

「ひと」と「企業」をつなぐ新しいタイプの就職支援施設。大阪府内で就職活動を行う若者、中高年、障がい者、女性(働きたいママ)に就職支援を行うために大阪府が設置した施設で中小企業の人材確保・育成支援等も行う。

*地方創生交付金事業

平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

*U I Jターン

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

*カイゼンスクール

中小企業など向けに生産性向上を指導する専門人材を育成するために、2015年から経済産業省が「ものづくりカイゼン国民運動」としてバックアップしたことで全国に10カ所以上の地域スクールが開校。

*ものづくりマイスター

ものづくりに関して優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、これら「ものづくりマイスター」が技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々(中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等)を支援する事業。

***地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

***生活困窮者自立支援法**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

***ホームレス自立支援特別措置法（時限法）**

国と地方自治体の責務として自立の意思のあるホームレスの自立の支援、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域への支援、その他ホームレスに関する問題の解決に取り組む（議員立法）

***雇用労働相談センター（関西圏国家戦略特区）**

国家戦略特別区域法に基づき設置。雇用条件の明確化を図ることで、個別労働関係紛争の未然防止や予見可能性を向上させることを目的として、大阪に進出を考えているグローバル企業や創業を考えているベンチャー企業等に対し窓口相談や個別訪問相談、弁護士相談等を実施する機関で、平成27年1月7日にグランフロント大阪内にオープンした施設。

***OSAKA女性活躍推進会議**

国は女性活躍推進法や女性活躍加速のための重点方針2015の策定など、国を挙げて女性活躍の動きをさらに進めている。この機会をとらえ、女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるために、平成27年7月に「OSAKA女性活躍推進会議」を新たに設置。

（構成団体：大阪商工会議所・大阪府・大阪労働局・関西経済連合会・近畿経済産業局・連合大阪・南大阪地域大学コンソーシアム）

***次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

***特区（国家戦略特区の略）**

第二次安倍政権が進める新しい経済特別区域構想のことで、地域を限定した大胆な規制緩和や税制面の優遇で民間投資を引き出し、“世界で一番ビジネスがしやすい環境”を創出するのが狙い。産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特区を突破口に、あらゆる岩盤規制を打ち抜くことをめざす

*大阪府第三者管理協議会

特定機関として外国人家事支援人材を受け入れようとする者が同項に基づく政令で定める基準に適合していることの確認に関することや特定機関からの報告の受理及び聴取に関することなどを確認する機関。

*関西イノベーション国際戦略総合特区

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中する取り組み。総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区の指定申請を関西3府県（京都府・大阪府・兵庫県）・3政令市（京都市・大阪市・神戸市）共同で行い、2012年12月に国から指定を受けた特区。特に医療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを次々に生み出す仕組みをつくり、大阪・関西経済の再生をめざす。

*MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪の略）

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

*TPP（環太平洋戦略的経済連携協定の略）

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定（EPA）で米国の参加表明によって2010年3月から拡大交渉会合が始まり、レベルの高い自由化を目指す包括的な協定になるとされている。参加国は、オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・アメリカ・ベトナムの12カ国。

*完全累積制度

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。生産工程が複数国にまたがってもTPP参加12カ国内で生産された物品は「メイド・イン・TPP」と見なされ、関税優遇を受けられる。例えば、マレーシアで現地および各国から調達した部品で完成品を組み立てて、米国に輸出する場合。原産地規則が50%で、マレーシア製の部品が付加価値全体の25%にとどまっている完成品でも、日本やベトナムなどTPP参加国製の部品を加えて全体の50%以上に達していれば、TPP域内産として無税で輸出できる。

*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定

都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

* 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

* 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

* 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

* 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

* 地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

< 二次医療圏 >

圏域名	区 域
豊 能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三 島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市

中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺市	堺市
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

*地域医療構想調整会議

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

*健康寿命延伸プロジェクト事業

健康上の問題がなく日常生活を普通に遅れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、介護など人の手助けが必要となる可能性が高い期間の差となる。

*医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の確保を図るため、労務管理面やワーク・ライフ・バランスなどの幅広い観点を視野に入れた勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援する中核的な拠点機関。医療機関からの相談対応、情報提供、助言等、必要な支援を行う。

*（一社）大阪府私立病院協会

大阪府内の私立病院を会員とし、地域の皆様の医療及び福祉の充実、向上を目指す。私立病院 435 病院のうち 318 病院が会員。理事には、日本医師会、大阪府医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本慢性期医療協会などが参画。

*不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1人目を正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

*身元不明迷い人台帳

大阪府内をはじめ全国の自治体で身元不明のまま保護されている方について、自治体からの届け出に基づき警察において整備され、行方不明者を探している家族等が当該台帳を閲覧することにより、迷い人の身元判明に資するもの。

*子どもの生活に関する実態調査

子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検証するため、大阪市をはじめ府内 13 市町と連携し、小学 5 年生及び中学 2 年生のいる約 8 万 6,000 世帯に実施。そのうち、大阪府は連携して調査を行う 13 市町以外にお住まいの世帯から 8,000 世帯を選び調査票を送付。実施市町により調査時期が異なるが、6 月下旬から 9 月末まで実施される。

*子ども食堂

民間発の取り組みで、貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まった。最近では、対象を限定しない食堂が増えている。食堂という形を取らず、自宅以外で過ごす居場所で食事を出しているところもある。

* 地方創生枠奨学金

政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月27日閣議決定）には、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する」ことが盛り込まれた。これを受けて都道府県では、地方経済の牽引役となる産業を決め、無利子奨学金の地方創生枠への推薦を行うとともに、地元企業に就業した学生の奨学金の返還を支援するための基金を造成している。

（2016年度は、富山県、山口県、鳥取県、香川県、徳島県において地方創生枠を活用した奨学金の返還支援制度を導入。）

* きまえ研修（“基本を出前研修”の略）

労働者が安心して働くことができるよう、使用者が適切に職場をマネジメントすることができるよう、大阪府総合労働事務所が、労働組合や中小企業、高等学校などが実施する労働法や労働問題に関する研修に、無料で講師（労働相談担当職員）を派遣している。

* 副首都推進本部

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取組方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

* 大阪府循環型社会推進計画

府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するために、大阪府が「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく基本方針として2016（平成28）年6月に策定した計画。3R（Reduce〔リデュース〕・Reuse〔リユース〕・Recycle〔リサイクル〕）の進捗状況を総合的に表す目標や、府民・事業者・市町村といった各主体が取り組みの成果を実感できる大阪府独自の指標を新たに設定している。また、廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項も含まれている。

* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

* 6次産業

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め（足し算）ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）であるとも言われている。

* 大阪産（もん）6次産業化サポートセンター

大阪府が2015年4月28日に「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」内に開設した、6次産業化に取り組む農林漁業者等の総合的な支援を行うサポートセンター。6次産業化に関する相談

を受け、必要に応じて中小企業診断士やデザイナーなどの専門家を派遣したり、研修会や異業種事業者等との交流会の開催、関係者のネットワーク構築などを行う。

***森林環境税**

大阪府での森林保全対策を緊急かつ集中的に実施するため、大阪府が 2016 年度から導入した税。個人府民税を納める人が年額 300 円納めるもので、2019 年度まで 4 年間徴収される。納められた森林環境税は、流木・倒木対策や持続的な森作りの推進、地域の森づくりをけん引する森林経営リーダーや府内産材コーディネーターの人材育成、子育て施設の内装木質化の促進などに活用される予定。

***大阪府木材利用基本方針**

国の「森林・林業再生プラン」(2009 年 12 月 25 日公表)で、2020 年までに木材自給率を 50%以上にするという目標が掲げられ、これを受け「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が示された。大阪府では、2003 年 3 月に「大阪府木材利用推進指針」を策定していたが、上記法律などの施行に合わせて、「大阪府木材利用基本方針」を新たに定めた。本方針では、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的とし、木材利用の推進のための基本的な事項を定めている。

***特定空き家**

2015 年 5 月に全面施行された「空き家対策特別措置法」により、市町村から指導・勧告・命令を受けることになる空き家のことを言う。特定空き家の定義は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、のいずれかに該当するものとなっている。

***シビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）**

地方自治体が住民のために備えなければならない、最低限の生活環境基準。

***交通政策基本法**

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013 年 12 月 4 日施行。

***大阪府自転車条例**

自転車の安全で適正な利用を大阪府、府民、関係者が一丸となって促進するために制定された条例。施行日は 2016 年 4 月 1 日（保険に関する項目の規定は 2016 年 7 月 1 日施行）。「自転車保険の加入義務化」や「交通安全教育の充実」、「自転車の安全利用」、「交通ルール・マナーの向上」などが定められている。

***大阪府都市基盤施設長寿命化計画**

都市基盤施設の老朽化に効率的・効果的に対応するために 2015 年 3 月に策定されたもの。道路、河川、港湾、公園、下水道などの「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後 10 年を見通した「基本方針」と分野・施設ごとの対応方針を定めた「行動計画」で構成されている。

*** ICT (Information and Communication Technology)**

情報・通信に関わる技術の総称。ITとほぼ同義だが、ICTはより情報通信技術のコミュニケーション性を強調しており、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

*** 避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。